

◎新潟県告示第196号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により次のとおり許可を取り消した。

令和元年6月28日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 処分をした年月日 平成31年4月18日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
長岡技建株式会社
高橋 浩
 - 3 主たる営業所の所在地
長岡市下々条4-1511
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-28）第44972号
 - 5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成31年4月18日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成31年4月15日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
長谷川建築
長谷川 義男
 - 3 主たる営業所の所在地
上越市板倉区中之宮6-1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-26）第43286号
 - 5 処分の内容 建築工事業、大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成31年4月15日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成31年4月17日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
松本建築
松本 富雄
 - 3 主たる営業所の所在地
村上市小岩内1524
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-26）第43243号
 - 5 処分の内容 建築工事業、大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成31年4月17日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成31年4月23日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
三友工務店
小島 正利
- 3 主たる営業所の所在地
妙高市大字二俣641-2
- 4 許可番号 新潟県知事許可（般-26）第41630号

5 処分の内容 建築工事業、大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成31年4月23日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成31年4月23日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

有限会社池嶋工務店

池嶋 芳廣

3 主たる営業所の所在地

柏崎市大字久米1894-1

4 許可番号 新潟県知事許可（般-28）第40454号

5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成31年4月23日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成31年4月18日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

有限会社龍誠建設

小松 則夫

3 主たる営業所の所在地

佐渡市羽茂本郷634-2

4 許可番号 新潟県知事許可（般-28）第43939号

5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、造園工事業、水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成31年4月18日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 令和元年5月16日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

藤蔵

永井 文雄

3 主たる営業所の所在地

燕市中島989

4 許可番号 新潟県知事許可（般-28）第15672号

5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成31年4月17日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成31年4月23日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

新潟建物解体株式会社

藤井 浩幸

- 3 主たる営業所の所在地
新潟市中央区東入船町3775-22
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-30）第45564号
 - 5 処分の内容 建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成31年4月23日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和元年5月14日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
高野物産株式会社
高野 政俊
 - 3 主たる営業所の所在地
三条市石上3-5-4
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-30）第45497号
 - 5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和元年5月14日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成31年4月23日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
T h a n k L i f e
樋口 陽介
 - 3 主たる営業所の所在地
十日町市新座甲409-1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-29）第44236号
 - 5 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、管工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成31年4月23日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和元年5月7日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社関野組
関野 一美
- 3 主たる営業所の所在地
長岡市宮本東方町2795-1
- 4 許可番号 新潟県知事許可（般-30）第41358号
- 5 処分の内容 とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実
令和元年5月7日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成31年4月22日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
根津総業
根津 博
 - 3 主たる営業所の所在地
十日町市山本町1-88-1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-29)第18331号
 - 5 処分の内容 とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成31年4月22日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成31年4月16日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社エクセルプラン
市川 雅企
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市東区物見山2-35-20
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第44073号
 - 5 処分の内容 とび・土工工事業、解体工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成31年4月16日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成31年4月17日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社星山商店
佐藤 学
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市東区大形本町5-17-19
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第14629号
 - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成31年4月17日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成31年4月22日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
プロテクト株式会社
小林 康夫
- 3 主たる営業所の所在地
新潟市西区青山新町11-14
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第23377号
- 5 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
- 6 処分の原因となった事実

平成31年4月22日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成31年4月23日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社小角組
小林 寛
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市西区笠木48-2
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般特-28）第2238号
 - 5 処分の内容 管工事業、造園工事業に係る一般建設業の許可の取消し及び土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業、水道施設工事業に係る特定建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成31年4月23日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成31年4月18日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
涌井建築
涌井 正幸
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市西区谷内1817
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-27）第3513号
 - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成31年4月18日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和元年5月16日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社平成建設
近藤 千津子
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市東区小金台30-15
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般特-27）第22682号
 - 5 処分の内容 土木工事業に係る特定建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成31年4月17日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和元年5月14日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
小林技建工業株式会社
小林 豊
- 3 主たる営業所の所在地
長岡市上除町甲1672-5

- 4 許可番号 新潟県知事許可（般-27）第44844号
 - 5 処分の内容 塗装工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和元年5月14日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和元年5月10日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社大慶住建
松田 慶
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市北区下大谷内居前897-2
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-29）第39097号
 - 5 処分の内容 左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、建具工事業、解体工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和元年5月10日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和元年5月7日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社キセキ信越
伊藤 勝
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市南区北田中字堀留780-12
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-29）第22534号
 - 5 処分の内容 建築工事業、機械器具設置工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和元年5月7日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和元年5月29日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
浅見建築
浅見 孝男
 - 3 主たる営業所の所在地
北蒲原郡聖籠町大夫48-2
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-28）第13440号
 - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成31年4月12日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和元年5月29日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社マルト渡部工務店

渡部 幸之助

- 3 主たる営業所の所在地
新潟市中央区近江3-27-2
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(特-27)第4914号
 - 5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業、解体工事業に係る特定建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成31年4月24日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和元年5月23日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
高橋電業所
高橋 敏明
 - 3 主たる営業所の所在地
胎内市大字黒川1069-1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-29)第39124号
 - 5 処分の内容 電気工事業、管工事業、機械器具設置工事業、消防施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和元年5月23日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和元年5月21日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社日管工業
種村 利也
 - 3 主たる営業所の所在地
柏崎市大字下田尻1320-1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-28)第19387号
 - 5 処分の内容 水道施設工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和元年5月21日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和元年5月20日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社渡治工務所
川上 一夫
- 3 主たる営業所の所在地
佐渡市大字吉井本郷916
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第11995号
- 5 処分の内容 土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、舗装工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実
令和元年5月20日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。